

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会
理事会運営規程

(目的)

第1条 理事会の円滑な運営、業務の確実な執行を行うために必要な事項を定める。

(構成)

第2条 理事会は選出理事及び特任理事をもって構成される。

(各種委員会)

第3条 理事会のもとに諮問機関として各種委員会を設置する。

2 各種委員会の規程（各種委員会規程）は別途定める。

(理事運営委員会)

第4条 理事会の運営及び学会・法人事業の執行機関として理事運営委員会を設置する。

2 理事運営委員会の規程（理事運営委員会規程）は別途定める。

(所掌)

第5条 理事会は、次の事項を所掌する。

- ・社員総会議案の審議・決定（予算・決算、事業計画、事業報告など）
- ・理事会議案の審議・決定（学会・法人の運営に関する重要事項、各種委員会の設置及び廃止など）
- ・理事運営委員会の監督
- ・その他学会・法人事業にかかわる重要事項の審議

(招集及び開催)

第6条 理事会は、理事長の召集により、年次総会及び秋季シンポジウムの開催前に開催される。

2 前項のほか、必要に応じ随時開催される。

3 監事及び理事でない支部長は陪席できる。また、理事会が必要と認めるものを招聘できる。

(議長)

第7条 理事会議長は、理事長が指名した理事運営委員会委員がこれにあたる。

(議決)

第8条 理事会の議決は、定款第36条の定めるところによる。

(議事録)

第9条 定款37条に規定した議事録は会員を含め一般に公開される。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会決議による。

(附則)

第11条 本規程は平成25年8月6日から施行する。